

第 1 回有識者検討会

議事概要

- 日時 令和 7 年 7 月 28 日（月） 10:30～12:00
- 場所 オンライン開催
- 有識者検討会構成員

| 構成員（敬称略） | 役職 |
|----------|---------------------------|
| 高井 公知 | 東京都福祉局指導監査部指導第二課 課長 |
| 飯沢 すみ江 | 神奈川県川崎市総務部監査担当 課長 |
| 福島 透 | 千葉県松戸市子ども部保育課保育運営担当室 室長 |
| 田中 のり子 | 栃木県茂木町役場 保健福祉課福祉係 課長補佐兼係長 |
| 川本 寛弥 | 公認会計士 |

- 議題
 1. 開会
 2. 議事運営について
 3. 有識者検討会の設置について
 4. 保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について
 - (1) 調査背景・調査全体像のご説明
 - (2) 成果物イメージをご確認いただきたい論点
 - (3) 会計監査に係る現状課題の議論
 5. 意見交換
 6. 事務連絡
 7. 閉会

○ 議事概要

1. 開会

本有識者検討会の事務局を担当する EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより、挨拶及び本有識者検討会の流れ等についての説明。

調査事業の主管であるこども家庭庁より、本有識者検討会の開催に当たっての挨拶。

- ・ こども家庭庁では、妊娠、出産、出産後の間もない期間の行政手続きを対面で申請しなければならないことの負担感を訴える声や、子育てに関わる正確な情報を入手できることを求める声等を踏まえて保育 DX を推進している。去る 2025 年 6 月 30 日に取りまとめた「こども政策 DX の推進に向けた取組方針 2025」では、保育所等の子育て関連事業者や、地方自治体等、こども政策の現場に携わる方々の事務負担を軽減し、こどもや子育て家庭への支援にかかる時間やエネルギーを、出来るだけこども政策の質の向上に振り向けていくことを「基本的な方向性」として策定した。その中の「具体的な取組方針」の 1 つである「保育 DX による現場の負担軽減」のため、給付・監査等の業務標準化と、保育施設等や自治体の業務システムと連携した、「保育業務施設管理プラットフォーム」の整備を進めている。
- ・ 本調査研究は、令和 6 年度に実施した「保育現場での DX 推進に向けた調査研究事業」において、自治体毎に監査調書の項目等に差分があることが課題として挙げられたことを踏まえたものとなっており、標準的な監査項目の精査や関係通知等の見直しに向けた検討を行っていく予定である。なお、当該監査調書については、令和 8 年 4 月からの利用開始が見込まれる「保育業務施設管理プラットフォーム」に標準的な監査項目として、令和 8 年度中に改修・反映していく想定である。
- ・ 「保育業務施設管理プラットフォーム」は保育業務のワンズオンリーのために、国が一元的に整備し、全国の多くの自治体や保育施設等の皆様に活用いただきたいと考えている。一元的なシステムを整備するということは、即ち、そこに搭載する監査調書等のデータの種類や、システムを活用した事務フローについて全国的に標準化を図る必要があり、地方自治体や保育現場・事業者の皆様にご与える影響が大きいことから、「有識者検討会」を設置し、検討することとした。本有識者検討会は、大きな未来像、目標を共有しつつ、国の方向性が現場の課題に即したものであるよう、幅広い視点でのご議論をお願いしたい。

2. 議事運営について

本有識者検討会の議事運営について事務局にて取りまとめを行うことを説明し、異議なしのためにそのように決定された。

本有識者検討会に参加される構成員による自己紹介。

3. 有識者検討会の設置について

本有識者検討会の設置について、こども家庭庁より資料 1 に基づき以下のとおり説明し、異議なしのためそのように決定された。

- ・ 有識者検討会は、受託事業者が こども家庭庁と協議の上、委嘱する有識者及び自治体関係者等をもって構成する。
- ・ 検討事項は、地方自治体や保育施設等における監査業務のシステム化を想定した事務フロー案及び、標準的な監査調書及び監査調書様式案の検討。開催時期は本年度末までとする。
- ・ 有識者検討会は、自由闊達な議論を促す観点から、原則として非公開とするが、有識者検討会の資料及び議事概要は、発言者名等を付さない形で後日ホームページにおいて公開する。ただし、特に必要と認めるときは、資料及び議事概要の全部又は一部を公表しないものとする。有識者検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、こども家庭庁及び受託事業者で協議の上定める。

4. 保育現場での DX の推進に向けた調査研究事業について

(1) 本事業の趣旨等について

本事業の趣旨等について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料 2 に基づき以下のとおり説明。

- ・ 本調査研究では、令和 6 年度「保育現場での DX 推進に向けた調査研究事業」を踏まえ、標準的な監査調書一覧及び監査業務標準化に係る業務フロー、標準的な自己点検票（標準様式）の原案を作成する。自治体及び会計監査有識者との検討会を実施し、原案について合意を得る。合意形成の過程では、全国の自治体へ意見照会を実施する。
- ・ 今後の流れとして、第 1 回有識者検討会では、調査背景、調査全体像の説明及び、各成果物原案の取りまとめ状況の説明と議論を行う。第 1 回有識者検討会后に、各成果物原案に対するご意見を収集し、第 2 回有識者検討会では、収集したご意見を踏まえた、成果物原案の取りまとめ結果の説明と、全国意見照会の実施内容の説明と議論を行う。議論結果を踏まえて全国意見照会を実施し、第 3 回検討会では、全国意見照会の実施結果の説明と議論、最終取りまとめ状況の説明等を行う。
- ・ 本有識者検討会では、「設備運営基準」「通知」等に加え、ご意見として頂戴した観点を基に標準的な監査調書等を整備する他、システムへのご意見も賜り、令和 8 年度のシステム実装（令和 7 年度末リリース予定の保育業務施設管理プラットフォームの改修）に繋げていく。
- ・ 保育業務ワンスオンリーの原則に基づいてシステム実装し、監査業務をオンライン化することにより、職員による膨大な入力項目の入力や紙でのやり取りが多く、時間と労力の負荷が高かった自己点検票のやり取りについて、再入力や発送作業の負荷を軽減し、業務の効率化と作業コストの軽減を実現することを目指している。

(2) 成果物原案の取りまとめ状況のご説明と議論

作成される成果物等について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料 2 に基づき以下のとおり説明。

- ・ 本調査研究のスコープとして、「施設監査」の対象としては、児童福祉法上の認可を受けた認可保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等を想定している。「確認指導監査」の対象としては、子ども・子育て支援法上の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を想定している。「業務管理体制の整備に関する検査」としては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を想定している。
- ・ 本調査研究では、3 点の成果物を作成する。
 - 資料 3-1「監査調書一覧（案）」は、標準的な監査事項として、自治体による「監査評価項目」、及び、保育施設等による「自己点検項目」・「事前提出情報」・「事前提出書類」について、その「評価区分」や「根拠法令」等を整理した一覧である。
 - 資料 3-2「事務フロー（案）」は、監査業務において、デジタル化を想定した標準的な事務フローである。
 - 「自己点検票（標準様式）（案）」は、保育施設等が、自治体による監査実施前に、自己点検を行うための標準様式であり、第 2 回検討会にて、監査調書一覧（案）をインプットとして作成する想定である。第 1 回検討会では、資料 3-1「監査調書一覧（案）」と資料 3-2「事務フロー（案）」が提示範囲である。
- ・ 資料 3-1「監査調書一覧（案）」については、書面にてご意見を頂戴したい。ご確認いただきたい論点は、以下の通りである。
 - 「監査評価項目・自己点検項目」について
 - ・ 「監査評価項目・自己点検項目」は、根拠法令等に基づいて、基準等への適否を確認するための項目案であり、自治体による「監査評価項目」、及び保育施設等による「自己点検項目」は同じ項目内容にて整理する方針である。確認の際は、「標準的な確認項目としての過不足がないか」、「保育施設等及び自治体が確認した際に、適否を判断しづらい項目がないか」の観点に対して、該当箇所とその理由等について、ご意見を頂戴したい。
 - 「事前提出情報」・「事前提出書類」について
 - ・ 「事前提出情報」・「事前提出書類」は、保育施設等が実地監査に先立ち自己点検票を提出する際に、自己点検項目への適否の回答に加えて提出いただく項目である。「事前提出情報」は、設備基準における設備面積や児童の数等、判定基準に計算ロジックが含まれるものや給付申請時に提出済の給付情報であり、「事前提出書類」は、自己点検票と併せて提出を求める添付書類である。確認の際は、「標準的な事前提出情報・事前提出書類として、他にも提出を求めるべき情報や書類がないか」若しくは「保育施設等の提出が難しいと想定する情報や書類がないか」の観点に対して、該当箇所とその理由等につ

いて、ご意見を頂戴したい。

○ 「着眼点」について

- ・ 「着眼点」は、自治体職員が実地監査等での評価を行うにあたり、「着眼点」として、確認すべき書類や確認すべき観点である。確認の際は、「着眼点として、他に確認すべき書類等がないか」の観点に対して、該当箇所とその理由等について、ご意見を頂戴したい。
- ・ 「監査調書一覧（案）」の「評価区分」列については、各定義案に対して自治体の実態との差分や運用での懸念等のご意見を、本検討会内にて頂戴したい。
- ・ 資料 3-2「事務フロー（案）」については、実現が困難な箇所や運用での懸念等のご意見を、書面にて頂戴したい。
- ・ 資料 3-1「監査調書一覧（案）」と、資料 3-2「事務フロー案」について、ご意見を「ご意見回収フォーマット」に記載の上、担当者宛に 8/15(金) までに返送いただきたい。

成果物原案の論点について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料 2 に基づき以下のとおり説明。

- ・ （論点①）「監査調書一覧（案）」の「評価区分」列について、各定義案に対して自治体様の実態との差分や運用での懸念等のご意見を頂戴したい。

構成員より、以下のご意見を頂戴した。

- 評価区分の定義における曖昧な文言について
 - ・ 口頭指摘事項及び、助言指導事項の定義に記載の「軽微な」という文言について、自治体間や自治体内の担当者間によって判断が異なる可能性がある。「軽微な」という文言が指す定義について、整理すべきと考える。例えば、当自治体と隣接の自治体において保育施設等を有している法人があった場合、両自治体にて共通の監査評価項目に対して適否の判断を行う際に、評価区分が異なると、法人側の混乱を招くことが想定される。
 - ・ 当自治体の職員は、保育施設等の監査業務と他の業務を兼任していること等から、職員により通知等の文書や法令の理解度に差異がある。加えて、保育施設等の監査業務に携わる人的資源の不足も相まって、担当者により評価区分の判断基準に差が発生してしまうことが懸念されるため、定義は具体的かつ明確な記載にすべきであると考え。
 - ・ 各評価区分の定義が曖昧な文言であると、自治体間及び自治体内の担当者間によって判断が分かれる原因となる。例えば、保育施設等側は通常、なるべく文書指摘事項を避けたいと考えられることから、口頭指摘事項及び助言指導事項の定義に記載の、「軽微な」という文言が持つ曖昧さに乗じて、文書指摘を受けないように交渉する保育施設等が発生してしまう懸念がある。
 - ・ 会計監査を実施する際にも、改善を要望する事項が発見された際には、指導を行うべく本区分のような評価を行う実務が存在する。例えば、「会計」、「内部統制」及び、「その他」の三つの評価区分を設定し、明確な要件を定める等である。この場合、監査する側、

される側で曖昧な区分にならないよう、可能な限り、金額、内容、取扱いを明確に定めることが行われる。本調査研究での監査調書一覧にて評価区分を定義しているが、改善中でない限り、監査調書一覧にて定義した評価区分にて指摘を行うことを原則とすることや、金額等の明確な基準を設定すること等、実務的に可能な範囲で明確な基準・要件を評価区分の定義とすべきかと存じる。

- ・ 当自治体における評価区分の定義と、ほぼ同じような内容であるため本定義案には特に異論はない。一方で、他の自治体からのご意見と同様に、「軽微な」や、「正当な理由なく改善を怠っている場合」といった文言について、明確な基準を示すべきと考える。例えば、当自治体としては、前年度に発出した口頭指摘事項に対して、改善の取組を確認できない場合は、「正当な理由なく改善を怠っている」と判断している。評価区分の判断には、職員の力量や職員に対する評価区分の周知が重要であり、当自治体では、職員単独で判断せず、過去の指摘を参照しつつ判断を行っている。他の自治体の事例も踏まえ、判断基準を明確化できれば、より標準化に近づいていくのではと考える。
- 助言指導事項の取扱いについて
 - ・ 助言指導事項の取扱いに課題があると考え。助言指導事項を数多く設定すると、保育施設等によっては、改善の必要性を軽んじられてしまう他、改善に対して積極的な保育施設等の場合は、全ての事項に対する改善に奔走することとなる懸念がある。そのため、助言指導事項についても、実地監査の結果を通達する際には、口頭での助言ではなく、文書として改善すべき監査評価項目の優先順位や背景等を明確に示せるようにすべきではないかと考える。
- 文書指摘事項と口頭指摘事項の定義の差異について
 - ・ 当自治体では、福祉関係法令を根拠とした項目に違反している場合には、文書指摘事項として定めている。また、労働基準法等の福祉関係法令以外の法令を根拠とする項目に違反している場合には、口頭指摘事項と定めている。

(3) 会計監査に係る現状課題の議論

会計監査に係る現状課題の論点について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料 2 に基づき以下のとおり説明。

- ・ (論点①-1) 保育所の会計に係る監査のうち、特に課題のある監査種別について、ご意見を頂戴したい。

構成員より、以下のご意見を頂戴した。

- 特に課題のある監査種別について
 - ・ 特に負荷がかかっている監査種別に対して、仮説の通りで齟齬ないかと考える。施設監査については、株式会社や学校法人が運営主体である場合は、決算書の見方が社会

福祉法人と異なる上、本支店会計をされている場合等、会計に明るくない人間にとっては理解が難しい場合がある。そのため、自治体にとっては書類の見方や説明の受け方が社会福祉法人と異なるため、負荷があると考え。また、保育施設等側の社会福祉法人会計や、企業会計への理解の度合いによっては、自治体及び保育施設等側の法人の顧問等も苦勞していると思慮する。また、内部取引や資金収支計算書の支払資金の残高の算定等に関しては、一定の齟齬が生じやすく、それを悪用することで問題の温床に利用されることも多いと考える。最後に個々の確認項目においても、どの資料をどのような視点で見れば適正性を確認できるのか、の検討に負荷がかかっていると考える。

- ・ 会計に関する監査については、経理等通知の理解や、会計に関する簿記等の知識が必要となるが、職員の異動等もあり、負担はあると感じている。自治体内で複数運営している法人や全国展開している法人の場合、園毎に指摘事項が異なることも起こり得る。会計に関する監査は、職員の力量等によって差が出る場面があると感じている。
- ・ 「委託費の経理に係る指導監督」の事項の確認については、社会福祉法人等の運営主体に関係なく負担がある。職員の力量に左右されることや経理等通知が複雑であり、理解が非常に難しいことが挙げられる。
- 「認可基準に関する監査」に関して、課題を抱えている運営主体について
 - ・ 「認可基準の確認」について、「その他株式会社等」のみが負担を抱えているという見解については、本自治体の実態に則すると違和感があるため、他の自治体の見解を伺いたい。
 - 「その他株式会社等」の場合、様式そのものが決まっていなかったが、自治体にとっての負荷となっていると考える。理由として、社会福祉法人と学校法人に関しては、計算書の様式が定められている一方、「その他株式会社等」は、上場企業ではない場合等、規模によって使う会計基準そのものがばらばらである。上場していない場合、会計監査を受けていれば会社法の様式に沿うことが原則であるが、会計監査を受けていない法人は、法人自治の範囲内で決算書を作成する等、書類の見方がばらばらになるところが自治体の負荷となっていると考える。また、会計処理に関しても、会計監査を受けていない法人の場合には、同様の課題があり、資金収支計算書等については、それに該当する書類そのものがない場合がある。大きい会社の場合は、キャッシュフロー計算書を作成していたり、社会福祉法人の様式に準じたものを作成していたりするが、どこまで法人が対応できているのか、また、どこまで自治体にとって分かりやすく作成し、説明できているのかによって、自治体への負荷がかかっていると思慮する。
 - ・ （論点①-2）家庭的保育事業等の会計に係る監査のうち、特に課題のある監査種別について、ご意見を頂戴したい。

構成員より、以下のご意見を頂戴した。

- ・ 本自治体では、監査業務専門の会計年度職員を雇用していることから、事務的な負担や運営主体による負担感の差異は発生していない。
 - ・ 本自治体には、家庭的保育事業の事業所は設置されていないが、特に課題のある監査種別について異存ない。
- （論点①-3）幼保連携型認定こども園の会計に係る監査のうち、特に課題のある監査種別について、ご意見を頂戴したい。

構成員より、以下のご意見を頂戴した。

- ・ 確認指導監査については、市町村が実施しているため、本論点について意見等はない。
 - ・ 保育所と同様、学校法人と社会福祉法人の間にて、負担感に差異があるとする見解には違和感がある。「その他株式会社等」では、計算書の様式が定まっていないことは事実であるが、運営主体に関係なく、認可基準の確認において、提出された決算書等をどこまで確認すればよいのか、明確に示されていない点が課題であり、負担となっている。そのため、自治体間でも差分がある状態である。通知にて弾力運用を確認すべきとの指示があったが、それ以外の確認観点についても、認可基準の確認範囲を国から明確に示していただけるとよい。
- （論点②）会計監査において、自治体及び保育施設等にとって、特に課題となっている事務についてご意見を頂戴したい。

構成員より、以下のご意見を頂戴した。

- ・ 「実施計画策定」について、昨今の自治体の職員不足を踏まえて、監査対象とする保育施設等の選定に係る客観的な指標を設けることができれば、職員の負担軽減が可能かと存じる。例えば、一般的な企業に対する会計監査の場合、具体的な監査対象は、リスクの高低や金額基準等に基づき、決定する実務がある。保育施設等の会計監査の場合も、監査対象とする施設数や頻度といった基準があるとよいかと考える。
- ・ 「特別監査（監査）実施」について、該当する要件を明確に定めるべきである。会計監査については、課題の深刻さの判断に会計に係る知見等が必要となる場合があること、それを外部に照会しようにも情報の秘匿性が求められることがあること、法人側・施設側の強い抵抗にあう可能性があることから、職員が特別監査の実施の判断に消極的になる懸念がある。不適合の監査評価項目については、早期発見、早期対応すべきであるため、特別監査に該当する要件・基準を定めるべきと史料する。
- ・ 「監査評価項目・自己点検項目の検討」については、会計監査にてどこまで確認すべきかについて、課題として感じている。例えば、簿記の誤りに至るまで確認・指摘すべきか、より包括的な観点にて確認すべきか、会計監査としての考え方をまとめておいた方が良いかと考える。また、監査評価項目の粒度が細分化されると、保育施設等が自己点検として

同項目を事前に確認する際の負担が大きくなるのが懸念である。

- ・ 特に課題となっている事務の仮説に対しては異存ない。限られた時間で実地監査を行わなければならない中で、どこまで監査として確認すべきか、が明確である必要があると考える。実地監査は事前に保育施設等から提出を受ける書類の出来具合によって左右されることがあり、監査時に確認すべき書類の検査に十分な時間を割くことができず、本来指摘事項とすべき不適合な項目を見落としてしまう等の課題を抱えている。
- ・ 「自己点検票の入力」について、項目数が多い点と、保育所と幼保連携型認定こども園の場合は、都道府県と市町村の両方の様式に対応しなければならない点で、保育施設等による書類作成に負担があると考えている。また、保育施設等は、監査の書類に限らず、毎月の運営費や補助金に係る書類やデータの提出を求めており、保育施設等から事務作業の負担の大きさを指摘されている。
- ・ 「事前提出書類の確認」について、本自治体は数多くの保育施設等を抱えていることから、確認に膨大な時間を要しており、負担感が大きいと、簡素化されていくとありがたい。
- ・ 保育施設等は、都道府県による施設監査と市町村による確認指導監査の双方が実施されることから、準備に膨大な時間を要していることが課題であるとする。資料の準備により数日から一週間程度要していると考えられるため、両監査の整合性を取っていくとよいのではと考える。
- ・ 運営費の使途の基準や、区分の経理に係る記載等の基準が非常に複雑で難解であることも課題である。保育施設等のみならず、自治体でも解釈に苦慮しているため、監査にてどこまで確認するのかを明確化いただきたい。
- ・ 「自己点検票の入力」について、保育施設等による形式的な確認となっており、ミスなく入力することが目的化しがちな点が課題であるとする。また、保育施設等の規模を問わず、提出すべき会計書類が多く作成に大きな負担を課していると思料するため、事前に監査時の着眼点等を示した上で、簡素化を推進いただきたい。

5. 意見交換

- ・ 本調査研究での監査調書等の標準化に伴い、国通知の見直しの予定はあるか。
 - 通知について、今回の標準化に伴い見直すべき点があれば、見直しを行う想定であり、本調査研究の出口として、こども家庭庁において通知の改正を行うことを見込んでいる。
- ・ 監査調書一覧（案）について、労働基準法関係の基準の記載がない等、国通知に記載の項目とは差異が確認されるため、作成の考え方について伺いたい。
 - 昨年度の地方分権提案等において、通知に対する指摘を受けた。例えば、労働基準法を根拠法令とした監査評価項目に違反が発見されたとしても、指導監督権限は自治

体ではなく労働基準監督署が有していることから、自治体による指導には法的拘束力を持たないこととなる点等である。故に、本意見等を踏まえて、国通知ではなく設備運営基準等を基に標準的な監査調書を整備する方針とし、提示の監査調書一覧（案）では、こども家庭庁として各法令を参照して必要だと判断した項目を、監査評価項目として起票した。通知との整合の観点での過不足について、ご意見をいただく必要はないが、自治体の保育担当部署の監査により有効に機能してきたと判断される経緯がある場合には、引き続き監査調書に起票すべき等のご意見をいただきたい。

- ・ 全国意見照会の際は、各自治体に趣旨を理解いただけるよう、国通知の改正案を示した上で、それに対する意見照会の機会として設けるべきであると思料する。
- ・ 本調査研究で検討する標準的な監査調書一覧については、国として監査をすべき項目を網羅的に示すとの認識にて相違ないか、標準化の考え方について伺いたい。
 - 本監査調書一覧に基づき監査を実施いただければ、国として求める監査を十分に実施したこととなると位置付けている。一方で、各自治体において追加で確認している基準等があると認識しているため、そのような項目については、監査調書をカスタマイズして、監査評価項目を追加できる仕様とすることを想定している。

6. 事務連絡

事務局より事務連絡について説明。

7. 閉会

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは ey.com/ja_jp/consulting をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和7年6月12日付けの「保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究一式」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものが、又は妥当なものが、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。